平成２６年（フ）第１９号
沖縄県宮古島市平良字下里392番地３　マンション悟空Ⅱ２－Ｄ
債務者　国仲　博和
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２００号
群馬県高崎市並榎町527番地　国土交通省並榎宿舎102号
債務者　富山美惠子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２０１号
群馬県高崎市並榎町527番地　国土交通省並榎宿舎102号
債務者　富山　晟
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４７０６号
大阪府東大阪市御厨南３丁目１番52号　スワンハイツ506号、前住所大阪府東大阪市御厨東２丁目７番４号
債務者　上田　梨絵
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８号
北海道標津郡中標津町西14条北15丁目２番地１
債務者　平松　聡美
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第４９０号
栃木県宇都宮市越戸２丁目８番15号
債務者　菅谷　堅一
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９２号
栃木県河内郡上三川町大字東蓼沼152番地
債務者　加藤　政治
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９３号
栃木県河内郡上三川町大字東蓼沼152番地
債務者　加藤　伸行
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９４号
栃木県宇都宮市新里町丁1119番地163
債務者　古谷由喜子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１９１号
横浜市戸塚区深谷町1279番地２
債務者　佐々木健太
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６３５号
横浜市青葉区桂台１丁目21番地６　サンライズ田園305
債務者　小林　昭
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６４５号
神奈川県海老名市柏ケ谷707番地の１　メルベーユかしわ台503
債務者　田端　秀樹
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６４６号
神奈川県海老名市柏ケ谷707番地の１　メルベーユかしわ台503
債務者　田端千恵子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６７６号
横浜市南区中村町１丁目４番地３　東館303号
債務者　円城寺　誠
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７６１号
横浜市神奈川区栄町６番地１　ヨコハマポートサイド　ロア弐番館202号
債務者　山田　一
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７６５号
横浜市中区末吉町２丁目27番地　ライオンズマンション伊勢佐木北204号室
債務者　目黒　英幸
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部